

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1201回

令和5年10月31日（火）

原子力規制委員会

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1201回 議事録

1. 日時

令和5年10月31日（火） 13：30～15：44

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

杉山 智之 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

金城 慎司 審議官

小野 祐二 原子力規制制度研究官

齋藤 哲也 安全規制調整官

忠内 厳大 安全規制調整官

天野 直樹 安全管理調査官

江寄 順一 企画調査官

皆川 隆一 管理官補佐

千明 一生 上席安全審査官

宮本 健治 上席安全審査官

義崎 健 上席安全審査官

熊谷 和宣 主任安全審査官

津金 秀樹 主任安全審査官

中村 英樹 主任安全審査官

藤原 弘成 主任安全審査官

伊藤 拓哉 安全審査官

大塚 恭弘 安全審査官

府川 周太 安全審査官

田代 研 審査チーム員

北海道電力株式会社

勝海 和彦	取締役 常務執行役員（原子力事業統括部長）
牧野 武史	執行役員 原子力事業統括部 原子力部長
石川 恵一	原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）
高橋 英司	原子力事業統括部 部長（安全設計担当）
柴田 拓	原子力事業統括部 原子力安全推進グループリーダー
中山 隆弘	原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループリーダー
松浦 正典	原子力事業統括部 原子力土木第2グループリーダー
岡田 亮兵	原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（安全審査担当課長）
金岡 秀徳	原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）
佐藤 昭志	原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）
太細 克己	原子力事業統括部 泊発電所 原子力安全・品質保証室 課長
松田 茂樹	原子力事業統括部 泊発電所 安全管理課長
高松 秀樹	原子力事業統括部 泊発電所 安全管理課 副長
黒澤 匠	原子力事業統括部 泊発電所 安全管理課 主任
青木 悟	原子力事業統括部 原子力土木第2グループ
上原 寛貴	原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ
菊池 一雄	原子力事業統括部 原子力安全推進グループ
吉年 英文	原子力事業統括部 原子力土木第2グループ
小林 大和	原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ
長谷 英治	原子力事業統括部 原子力安全推進グループ
村田 裕一	原子力事業統括部 原子力設備グループ
室田 哲平	原子力事業統括部 原子力土木第2グループ
安井 紳一郎	原子力事業統括部 原子力安全推進グループ

東京電力ホールディングス株式会社

園田 裕信	原子力設備管理部 部長代理
西鶴 祥一	原子力設備管理部 課長
太田 英之	原子力設備管理部 課長
遠藤 慎也	原子力設備管理部 課長

伊達 健次	原子力設備管理部	課長
三島 大助	原子力設備管理部	課長
大東 祐一	原子力設備管理部	課長
杉岡 克俊	原子力設備管理部	原子力耐震技術センター 建築耐震グループマネージャー
小柳 貴之	原子力設備管理部	建築技術グループマネージャー
小川 健太郎	原子力設備管理部	原子力耐震技術センター 土木耐震グループマネージャー
綿引 喜徳	原子力設備管理部	原子力耐震技術センター 機器耐震技術グループマネージャー
橋本 尚之	原子力設備管理部	原子力耐震技術センター 地震グループマネージャー
山口 伸悟	原子力設備管理部	課長

4. 議題

- (1) 北海道電力（株）泊発電所 3 号炉の設計基準への適合性について
- (2) 東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所第 6 号機の設計及び工事の計画の審査について
- (3) その他

5. 配付資料

資料 1 - 1 - 1	泊発電所 3 号炉	1 号及び 2 号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響の概要について
資料 1 - 1 - 2	泊発電所 3 号炉	1 号及び 2 号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について
資料 1 - 2 - 1	泊発電所 3 号炉	耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）
資料 1 - 2 - 2	泊発電所 3 号炉	設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第 5 条 津波による損傷の防止
資料 1 - 2 - 3	泊発電所 3 号炉	審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（第 5 条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））
資料 1 - 3	泊発電所 3 号炉	残されている審査上の論点とその作業方針および作業スケジュールについて
資料 2 - 1	柏崎刈羽原子力発電所第 6 号機	設計及び工事計画認可申請（補正）

の概要

資料 2 - 2 柏崎刈羽原子力発電所第 6 号機 設計及び工事計画認可申請に係る説明工程

6. 議事録

○杉山委員 定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、第1201回会合を開催いたします。

本日は、議事次第に記載のとおり2件議題がございます。

プラント関係の審査のため、私、杉山が議事を進行いたします。

また、テレビ会議システムを利用しておりますので、映像や音声に乱れが生じた場合には、お互い、その旨を伝えるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初の議題は、議題1、北海道電力株式会社泊発電所3号炉の設計基準への適合性についてです。

では、北海道電力から資料の説明を始めてください。

○北海道電力（勝海） 北海道電力の勝海でございます。

本日も、また審査をよろしくお願いいたします。

本日は、弊社からは、1・2号設備で共用を一部取止めるものに関しましての影響について、それから、耐津波設計方針のうち入力津波の設定条件、そして3点目に、いわゆる論点スケジュール、残された審査上の論点とその作業方針、作業スケジュールについて御説明させていただきます。1件ずつ区切って質疑いただければというふうに思っております。

また、あと、1件目と2件目の間で、弊社、人の入替えがございますので、5分ほどお時間を頂戴いたします。

それでは、まず1件目から、弊社、佐藤より御説明をさしあげます。

○北海道電力（佐藤） 北海道電力の佐藤です。

本日の議題のうち、泊発電所3号炉における1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めの影響について、資料1-1-1を用いて御説明いたします。

なお、審査取りまとめ資料であります資料1-1-2については、質疑の中で必要に応じて使用することとし、説明については割愛いたします。

では、右上2ページをお願いいたします。本日の趣旨を説明いたします。泊発電所では、

洗濯作業の運用効率化のため、3号炉の管理区域に立ち入る際に着用する保護衣類などを1、2号炉へ運んで水洗機で洗濯できるように、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置を3号炉と共用しています。当該設備については、3号炉にも同様の設備を有していることから、3号炉の新規制基準適合性審査では3号炉設置の設備を優先し、1、2号炉設置の設備については、1、2号炉の審査の中で基準適合性を示すこととし、3号炉との共用を取止めることにしました。これを踏まえ、本日は、共用取止めにより3号炉の基準適合性への影響がないことを説明いたします。

4ページをお願いいたします。1、2号炉における洗濯の状況と今回の共用取止めに至るまでの経緯、内容を説明します。必要に応じて、前の3ページの表も御覧ください。図において、1、2号炉は上側のオレンジ色、3号炉は下側の青色で識別しています。

まず、①の3号炉増設時は、3号炉で使用する保護衣類などは3号炉のみで洗濯をしていました。1、2号炉も同様に、1、2号炉で洗濯していました。その後の②の平成22年では、洗濯作業の運用効率化のため、緑の線で示すように、3号炉でを使用した洗濯物を1、2号炉で、1、2号炉でを使用した洗濯物を3号炉で処理できるよう、洗浄排水処理系とアスファルト固化装置の共用化について設置変更許可を取得しました。それに伴い、発生する洗浄排水の量も見直しています。

なお、工事計画に係る手続を行う前に新規制基準が施行となり、現在まで未認可の状態のため、相互処理については実運用に至っておらず、現在も①の3号炉建設当初からの、それぞれ自分の保護衣類などは自分のところで洗濯する運用を継続しています。

今回、③のとおり、3号炉で使用する保護衣類などを1、2号炉の水洗機に運んで処理する運用を取止めることを踏まえまして、赤で示すとおり、1号及び2号炉設置の設備の3号炉との共用取止め、それに伴い、排水量も変更となります。

なお、青色で示す3号炉の洗浄排水処理系は、3号炉の新規制基準適合性審査において基準適合性を説明することから、引き続き1、2号炉との共用を継続いたします。

5ページをお願いいたします。共用取止めによる影響を御説明します。変更の概要は前ページで触れましたことから割愛しますが、共用を取止める1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置については、1、2号炉の新規制基準適合性審査において適合性を示した上で、1号、2号及び3号炉共用として改めて説明する予定です。

では、本ページから2ページにわたりまして、変更前後表の形式で、今回の共用取止めに伴う設置変更許可申請書の本文の変更箇所を示します。

3号炉の設置変更許可申請書において、洗浄排水処理系は3号炉の設備を基本に記載していることから、そのうち洗浄排水タンクは1、2号炉にも同じ名称の設備を設置して、それぞれ共用しているため、今回の共用取止めに際しては、先行審査の実績を踏まえまして、設置している建屋名称を明記することで3号炉の設備であることを識別することにしました。

6ページをお願いいたします。固体廃棄物の廃棄設備においては、今回、共用を取止める1号及び2号炉設置のアスファルト固化装置に係る記載を削除しています。

7ページをお願いします。本ページから2ページにわたります。関係する条文に対する基準適合性への影響について表で整理しています。本件共用取止めについては、12条でも既に説明しており、必要な機能は3号炉設置の洗浄排水処理系などで確保されているため、安全性への影響はありません。

27条については、1、2号炉設置の洗浄排水処理系の共用を取止めても、3号炉設置の洗浄排水処理系は、発生する洗濯排水などを処理するのに必要な容量を有しており、洗濯排水の処理能力に影響はないことを確認しています。また、共用取止めに際して設備変更はないことから、漏えい防止の設計にも影響はありません。

表下のアスファルト固化装置ですが、今回の共用取止めにより、アスファルト固化装置は、1、2号炉で発生する洗濯排水などを処理した濃縮排液のみを処理することになり、3号炉の濃縮排液は雑固体焼却設備で焼却処理後、ドラム缶に詰めて貯蔵保管する現状の運用を継続することから、3号炉の洗濯排水の処理能力に影響はないことを確認しています。また、設備変更はないことから、散逸防止の設計にも影響はありません。

次、8ページをお願いいたします。28条ですが、今回共用取止めに伴い、固体廃棄物の年間推定発生量に変更はなく、固体廃棄物貯蔵庫の放射性固体廃棄物の貯蔵及び管理に影響はないことを確認しています。また、28条に係る設置変更許可申請書の記載に変更がないことも確認しています。

9ページをお願いいたします。本ページは、変更前の放射性廃棄物廃棄設備の系統概要図です。青枠の範囲が共用を継続する3号炉設備で、赤枠の範囲が今回の共用取止め範囲である1、2号炉設備です。アスファルト固化装置は、1、2号炉設置の洗浄排水処理系で処理した濃縮排液を固化するものであり、1、2号炉設置の洗浄排水処理系の共用を取止めることに伴いまして、それに引っ張られる形でアスファルト固化装置の共用も取止めることとなります。

10ページをお願いします。前ページに対しまして、今回の共用取止め範囲である1、2号炉設備を削除した図となっています。次ページ以降は、設置変更許可申請書の添付書類8の安全設計における27条適合のための設計方針を参考に掲載したものです。

共用取止めに関する弊社からの説明は以上となります。

○杉山委員 ただいまの説明に対しまして、質問、コメント等ありますか。

田代さん。

○田代審査チーム員 規制庁の田代です。

私から何点か確認させていただきます。

資料1-1-1の4ページを開いてください。今回の変更では、1、号炉設置の設備と3号炉設置の設備を互いに共用していたところ、片方の3号炉から1、2号炉側への共用を外すとのことですが、改めて、1、2号炉側から3号炉の設備の共用を残したものとする理由について説明してください。

○北海道電力（佐藤） 北海道電力の佐藤です。

今回、3号炉側に対して1、2号炉の洗濯物を持っていくことを残す意味は、さっきの説明でも申し上げましたが、洗濯作業の運用効率化のために共用を残すということでございます。3号炉側のほうは、3号設備に関しまして基準適合を今回説明しますので、運用効率化の3号機側のほうは残すという方針としている次第です。

以上となります。

○田代審査チーム員 規制庁、田代です。

分かりました。また、1、2号炉の設備、今も説明されたとおり、3号炉との共用を残したままとなっていますが、3号炉で発生する分の排水は1、2号炉で処理できなくなるので、プラント全体で見たときに、3号炉としての排水の処理能力は減っているように見られるのですが、改めて、処理能力は十分であることを説明してください。

○北海道電力（佐藤） 北海道電力の佐藤です。

洗濯排水の処理能力ですけれども、4ページの図を引き続きお願いいたします。4ページの図におきまして、②の共用化に際しまして、それぞれの洗濯排水の発生量を、1号機側では、もともと1号機2,400に対して、3号機側2,500を足して4,900としております。3号機側も、もともと2,500に対して、1、2号炉2,400を足して4,900としております。これが発生する最大の洗濯排水の量になっておりまして、この4,900を処理できるということ、この②の共用化時点で許可をいただいております。

これに対して、③におきましては、3号炉の4,900はそのままですし、1、2号炉のほうはもとの2,400の排水量になっておりますので、どちらも、これまで審査、許可いただいた排水の処理能力の中に入っている状態で、今回の共用取止めもなりますので、排水処理の容量としては十分だと考えております。

以上になります。

○田代審査チーム員 規制庁、田代です。

分かりました。最後に、念のための確認なんですけれども、同じページの図の中で、洗浄排水の処理プロセスのうち、水洗機から洗浄排水処理系までの矢印に該当する部分の排水は、1、2号炉と3号炉で異なるものではなくて、同程度の処理水という認識でよろしいでしょうか。

○北海道電力（佐藤） 北海道電力の佐藤です。

申し訳ありません、同程度の処理水という意味をいま一度御教示願います。

○田代審査チーム員 規制庁、田代です。

趣旨としては、同じ管理区域内で使用した保護衣類等を水洗機で洗って、出てくる排水という認識なんですけれども、特段、含まれている放射性物質の量とか、そういったものは変わらず、同程度かという趣旨です。

○北海道電力（佐藤） 北海道電力の佐藤です。

どちらも、同じように管理区域で入るために着用した衣類ですので、放射性物質の量など、その他、同程度のものとなっております。

以上です。

○田代審査チーム員 規制庁、田代です。

分かりました。私からの確認は以上です。

○杉山委員 ほかにありますか。

大塚さん。

○大塚審査官 規制庁、大塚です。

念のために確認させていただきます。本件については、泊3号炉の審査を再開した当初には説明がなくて、最近になって追加で説明があったものになります。

確認したいのが、本件に限らず、プラント側で申請書の変更を要するもので、まだ御説明いただいていない新たなものは、もうほかにはないのかというところです。御回答をお願いします。

○北海道電力（柴田） 北海道電力、柴田です。

今後、説明が必要なものとしましては、申請書に記載はございましたが、敷地の変更等、まだ審査会合では御説明できていないので、今後、説明する予定としてございます。また、津波防潮堤などの変更に伴いまして、審査済みの事項に影響がありました場合は、改めて説明させていただきたいと考えてございます。

○大塚審査官 規制庁、大塚です。

今後、説明されるところは、既に説明スケジュールが示されているようなもののみということで理解しました。

私からは以上になります。

○杉山委員 ほかにありますか。

宮本さん。

○宮本審査官 原子力規制庁の宮本です。

私からはまとめとなります。本日、説明いただいた放射性廃棄物の処理施設の共用取止めについては、現時点において特段の指摘事項はありません。今後、さらに事実確認を進める中で、新たな論点が見いだされた場合は、会合において再度議論することとしたいと思います。

事業者、よろしいでしょうか。

○北海道電力（石川） 北海道電力の石川でございます。

今いただいたコメントのとおり、事実確認を進める中で、新たな論点が出てきた場合には、また、改めてこちらから説明をさせていただきます。

以上でございます。

○宮本審査官 規制庁、宮本です。

私からは以上です。

○杉山委員 ほかにありますか。

天野さん。

○天野調査官 規制庁の天野です。

すみません、さっき大塚から確認のあったやり取りについて、少し明確でなかったので再度確認ですけれども、今回のこの共用取止めは、他条文、たしか12条だったと思いますけれども、その確認を進めていく中で、新たに説明が必要な項目が抽出されたということで、こういうものがほかにもないんですかということに対して、敷地の変更とか津波の防

潮堤からはねる部分ということですのでけれども、現時点で、当初考えていたもの以外で、こういったものはないんですかということに対して、再度説明していただけますか。

○北海道電力（石川） 北海道電力の石川でございます。

少々お待ちください。

○北海道電力（柴田） 北海道電力、柴田です。

先ほどの回答の趣旨を十分踏まえたものとなってございませんでした。回答の意図としては、他条文にはねるといった観点で、取りこぼしがほかにはないのかというふうな質問と捉えましたので、そういった観点では、これのほかにはないと考えてございます。

○天野調査官 規制庁の天野です。

ほかにはないということで確認いたしました。

私からは以上です。

○杉山委員 よろしいですか。

それでは、次の資料に進みますが、その前に、双方で出席者の入替えがありますので、少々お待ちください。

では、それぞれ速やかに進めてください。

○杉山委員 それでは、よろしいですね、資料の説明を開始してください。

○北海道電力（室田） 北海道電力の室田でございます。

泊発電所3号炉耐津波設計方針についてのうち、入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について御説明させていただきます。

本日の入力津波に関する説明につきましては、資料1-2-1を用いて御説明いたします。資料1-2-2、1-2-3については、質疑の中で必要に応じて使用し、説明は割愛いたします。

1ページ目をお願いします。本日の説明事項でございます。審査会合における説明の趣旨でございますが、今回は上昇側の基準津波を対象としまして、入力津波の評価における地形変化に係る影響要因の選定の考え方と、それに基づいた入力津波の評価条件の考え方を御説明いたします。

また、3号の取水・放水、1、2号炉の取水施設における管路解析の条件、解析モデルの概要を御説明いたします。

下降側の基準津波に関連する事項及び上昇側の基準津波における入力津波の設定に係る詳細な考え方、評価結果については今後御説明いたします。

審査会合指摘事項に対する回答でございますが、入力津波の設定に係る第1076回審査会

合と、1098回審査会合でいただいた御指摘事項につきまして、本日、回答いたします。

今回は現時点の基準津波条件に基づいた説明としまして、確定した基準津波条件での解析結果につきましては2024年1月及び4月の会合で御説明予定でございます。

入力津波の評価条件につきましては、地震及び津波による地形変化に係る入力津波の影響要因の選定の考え方は、②の審査会合指摘事項に対する回答において御説明しております。ここでは、②の説明を踏まえた入力津波の解析条件の考え方について御説明いたします。

4ページ目をお願いいたします。まず、基準津波についてでございますが、基準津波の審査は、現在、審査中でございますが、本資料では、以下の方針にて選定した基準津波の候補を前提としてございます。

まず、前提条件ですが、泊発電所では、様々な方向から津波が伝播する特徴がございます。防波堤の損傷状態によって水位に及ぼす影響が異なるため、防波堤の損傷状態ごとの最大ケースを、「敷地に対して大きな影響を及ぼす波源」として基準津波に選定する方針でございます。

まず、水位上昇側ですが、地上部から津波が流入する可能性の高い波源として、「防潮堤前面」における最大水位上昇量となるような基準津波を選定いたします。また、3号取水路、1、2号取水路及び放水路を經由して津波が流入する可能性の高い波源としまして「3号取水口」、「1、2号取水口」及び「放水口」における水位上昇量が最大となるような基準津波を選定いたします。

水位下降側につきましては、耐津波設計では、3号炉の原子炉補機冷却海水ポンプの取水性を安全側に評価するため、水位下降側の時間評価としまして、「保守性を考慮した時間」を用い、「3号炉取水口」において、保守性を考慮した時間が最大となるような基準津波を選定する方針でございます。

5ページ目をお願いいたします。先ほど御説明しました方針にて選定された具体的な基準津波候補をお示ししております。水位上昇側につきましては14ページでございます。この赤字部分につきましては、各評価項目について、地形モデルごとの最大値でございまして、基準津波の候補として選定されるケースをお示ししております。

6ページ目をお願いいたします。審査会合における指摘事項と回答概要でございます。9月29日と12月6日の審査会合では、基準津波、耐津波設計方針に係る審査ガイドを踏まえ、敷地及び敷地周辺の特徴を考慮して敷地への遡上の可能性を検討すること、また、入力津

波の妥当性を説明することといった御指摘をいただいております。

それに対する回答概要でございますが、まず、敷地及び敷地周辺の特徴に関しまして、地理院地図を用いまして網羅的に整理してございます。その検討結果については、1.2章で回答いたします。

その上で、審査ガイド(3.2.1)の確認内容に対する検討結果を示すことで、遡上・浸水域の評価において、現時点の上昇側の基準津波候補では、敷地への遡上の可能性がないことを確認してございます。今回は1.3章で遡上解析の手法、データ及び条件の検討結果、並びに現時点での敷地への遡上の可能性に係る検討状況を示してございます。

また、審査ガイド(3.2.2)の確認内容に対する検討方針をフロー図を用いて示すことで、定性的評価、定量的評価による入力津波の影響要因の選定の考え方をお示ししてございます。

敷地及び敷地周辺地形につきまして、地震・津波によって想定される地形変化を初期地形に反映した津波遡上解析を実施しまして、入力津波設定への影響を確認してございます。

今回は、1.4章で影響要因選定の考え方と定性的評価による選定結果、現時点での上昇側の基準津波候補での定量的評価の方針結果をお示しいたします。

また、今月29日の会合では、取・放水路の管路解析に関する御指摘もいただいておりますので、そちらについても、各放水路における構造、施設の構造を踏まえた条件・モデルを御説明いたします。

8ページ目をお願いいたします。敷地及び敷地周辺の特徴の整理でございます。

まず、規制基準における要求事項ですが、基準津波による遡上・浸水域の評価に当たりまして、遡上解析における考慮すべき事項として、以下の項目が審査ガイドで示されております。このうち、1.2章では、敷地及び敷地周辺の特徴に関する項目でございますaとdとfについて、特徴的な地形、構造物を網羅的に整理してございます。一応、このうちb、c、eの項目につきましては、1.3章で整理してございます。

敷地周辺の範囲ですが、泊発電所に到達する津波は、敷地方向に直接進行して到達する場合と、敷地周辺地形による反射波が到達する場合が考えられるため、そのような特徴を考慮しまして、「敷地周辺」を敷地北側の兜岬から敷地南側の岩内港までの約6km以内としてございます。

9ページ目をお願いいたします。敷地及び敷地周辺の特徴的な地形と標高でございますが「地理院地図」により、敷地及び敷地周辺の特徴的な地形とその標高を整理してござい

ます。敷地背後の北側から急峻な斜面となっておりまして、斜面上方の標高は100m以上であると、斜面には複数の河川が認められまして、周辺の沢地形で斜面が区切られてございます。敷地南側は岩内平野が広がっておりまして、平野の北側に土捨場がございます。発電所の主要な敷地レベルはT. P. 10m以上、港湾施設の敷地レベルはT. P. 5. 5m以下でございます。

10ページ目をお願いいたします。敷地周辺の河川と水路でございます。津波防護対象施設を設置する敷地に直接流入する河川・水路はございません。敷地北側には茶津川、渋井川、玉川等複数の河川が認められてございます。敷地南側には堀株川がございまして、水田があるため、複数の水路がございます。また、敷地南側の岩内平野には複数の湖も認められてございます。

11ページ目をお願いいたします。伝播経路上の人工構造物でございます。敷地の北側には、海岸線付近に離岸堤、突堤、護岸等がございます。また、発電所専用港には防波堤、護岸がございます。敷地の南側には、岩内平野の海岸線及び堀株川河口に護岸がございまして、岩内港には港湾施設がございます。

12ページ目をお願いいたします。発電所の面する積丹半島西側には、養殖施設等の海上物が認められてございます。

13ページ目をお願いいたします。審査ガイド(3. 2. 1)の確認内容と検討結果でございます。

まず、ガイドの記載事項①、③、⑤に対する検討結果でございます。

まず、①と⑤の検討結果でございますが、計算格子間隔につきましては、土木学会の(2016)を参考に、敷地に近づくに従って最大5kmから最小5mまでの徐々に細かい格子サイズで、津波の挙動が精度よく計算できるように適切に設定してございます。その上で、全体としてモデル化が妥当であることにつきまして、既往津波を用いた計算遡上高と痕跡高を再現することで確認してございます。

紙面の右側に行っていただきまして、③に対する検討結果ですが、敷地周辺に存在する河川、水路を經由した津波の敷地への到達の可能性はございませんが、当該河川・水路がある範囲のメッシュサイズで、河道や周辺の沢地形はモデル化してございます。

14ページ目をお願いいたします。ガイドの記載事項②、④に対する検討結果でございます。

まず、②に対する検討結果ですが、根拠の信頼性としまして、M7000シリーズによりモ

デル化した地形モデルを用いて既往津波を再現できることを確認してございます。また、M7000シリーズは、汀線際や浅海域の精度が低いため、岩内港であったり敷地周辺、岩内港につきましては、海上保安庁による海図、敷地周辺は自社による深淺測量で補正した地形モデルでございます。

右側に行っていただきまして、④に対する検討の結果でございます。土木学会(2016)に基づきまして、遡上境界条件、粗度係数を設定してございます。

15ページ目をお願いいたします。敷地周辺の遡上浸水域の把握に当たって、考慮に対するガイドの記載事項①でございます。15ページ目、16ページ目にお示ししてありますとおり、経時変化による津波の浸入角度及び速度を確認してございます。

17ページ目をお願いいたします。こちらはガイド記載事項②に対する検討結果でございます。最大水位上昇量分布から、現時点の評価において防潮堤内への津波の流入はないことは確認してございます。また、防潮堤水位縦断図等により、防潮堤を乗り越えて到達する津波がないことも確認してございます。アクセスルートトンネルについては、現時点の評価において、敷地外から津波の流入はございません。今後、基準津波の変更となり、流入の可能性がある場合は、管路解析等により、敷地への流入を評価する予定でございます。

18ページ目をお願いいたします。ガイド記載事項③に対する検討結果でございます。茶津入構トンネルについては、現時点の評価においてトンネル前面等の水位上昇量分布の結果から、津波の流入はないことは確認してございます。敷地周辺の茶津川は、敷地と約50m以上の尾根、堀株川につきましては約100mの山で隔てられておりまして、それらを経由しての津波の回り込みはないことは確認してございます。

19ページ目をお願いいたします。審査ガイド(3.2.2)の確認内容と検討結果でございます。審査ガイドに基づきまして、以下に示してございますフローに従って、地震及び津波による地形変化もしくは標高変化を想定して、遡上波の到達の可能性について検討してございます。定量的評価においては、個々の地形変化ごとに遡上解析を実施しまして、津波高さ、水位変動量・保守性を考慮した時間及び津波高さ以外、流速だったり流況について入力津波の影響要因を設定してございます。

20ページ目をお願いいたします。こちらは定性的評価の結果ございまして、入力津波に影響を与える可能性がある知見につきましては、次のページ以降で定量的評価を実施してございます。詳細な説明は割愛いたします。

21ページ目をお願いいたします。定量的評価の概要でございます。まず、防潮堤端部の

地山、自然地山でございます。まず、地山の範囲としまして、敷地はT.P. 19mの防潮堤で囲まれておりまして、両端部は地山に擦り付き、その地山は津波防護上障壁となっております。基準津波のうち、地山斜面で水位が大きくなる波源の水位上昇量分布に基づきまして、下の図に示すとおり、津波防護上の地山の範囲を特定してございます。定量的評価の対象となった項目の検討結果は26ページ以降で御説明しますので、こちらでは詳細な説明は割愛いたします。

22ページ目をお願いいたします。こちらは地滑り地形の①と③の検討結果でございます。斜面崩壊の範囲につきましては、防災科学研究所の結果及び地滑り地形判読によって確認された発電所背後の斜面に見られる地滑り地形を対象に、地形、地質及び湧水等の水文的な観点に基づく現地調査を実施しまして、地滑り地形①の一部と③の一部を崩壊範囲として設定してございます。こちらも、評価結果については後ほど御説明いたします。

次に、23ページ、土捨場でございます。土捨場の将来計画を反映した地形及びその地形が基準地震動により斜面崩壊することを想定してございます。こちらも、評価結果については後ほど御説明いたします。

24ページ目をお願いいたします。こちらは、敷地地盤（陸域）でございます。泊発電所の敷地地盤のうち、1、2号炉埋戻土、3号埋戻土、砂層及び砂礫層について、地下水位浅の揺すり込み沈下及び地下水深の液状化に伴う沈下を想定してございます。沈下量につきましては、3.5mの沈下に加えまして、下に示してございます。B-B'断面の局所的な最大沈下量を考慮した5mも設定してございます。

25ページ目をお願いいたします。敷地前面海底地盤のうち（海域）でございます。敷地前面海域及び港湾内のボーリング調査に基づきまして、粘性土層を除く堆積層を液状化層として想定したうえで、3号取水口前面の防波堤で囲まれた専用港湾内を対象に設定してございます。左下に設定範囲を示してございまして、その沈下量につきましては、液状化した状態を想定したうえで、一様に2.0m沈下と想定してございます。

26ページ目をお願いいたします。定量的評価の詳細でございます。まず、津波高さでございますが、左側の丸一つ目でございますが、22ページから25ページで抽出した各地形変化を考慮した遡上解析を実施しまして、評価項目ごとに基本ケースと各地形変化を考慮したケースの水位上昇量を比較してございます。

二つ目の丸ですが、敷地地盤（陸域）の5m沈下ケースにおいて、防潮堤前面及び3号取水口の水位上昇量の最大値が認められております。地滑り地形①においては、1、2号取水

口の水位変動量の最大値が認められてございます。土捨場の崩壊については、放水口の水位上昇の最大値が認められております。また、基本ケースと比較しまして、評価項目ごとの最大値が認められる地形変化及び基準津波策定の際に影響を与えることが判明してございます「防波堤の損傷」については、影響要因として抽出するという事で考えてございます。

影響要因として考慮する地形変化については、下に示してございますが、防潮堤前面については、防波堤の損傷と敷地地盤の5m沈下、3号取水口につきましては、防波堤の損傷と敷地地盤5m沈下、1、2号取水口につきましては防波堤の損傷と地滑り地形①、放水口につきましては、防波堤の損傷に加えまして、土捨場の崩壊を考慮するという事で考えてございます。

28ページ目をお願いいたします。こちら、津波高以外のうち最大流速でございます。基本ケースと比較しまして、敷地前面海底地盤、海域の2m沈下におきまして最大流速の最大値が認められてございます。また、防波堤の損傷についても影響要因として抽出することと考えてございます。ですので、最大流速につきましては、防波堤の損傷と、敷地前面海底地盤の2m沈下を考慮するという事で考えてございます。

29ページ目をお願いいたします。こちらは、津波高さ以外のうち流況でございます。防波堤の損傷を除く全ての地形変化において、流況について大きな変化はないということを確認してございます。また、防波堤の損傷につきましては、基本ケースの同じ波源同士で比較により、流況への影響が認められると。以上から、流況の観点においては、基準津波策定の際に影響を与えることが判明してございます防波堤の損傷のみを影響要因として考慮するという事にしてございます。

30ページ、31ページにつきましては、定量的評価の考察でございますので、詳細な説明は割愛いたします。

32ページが定量的評価のまとめの一覧でございます。

33ページ目をお願いいたします。こちら、まとめでございますが、定量的評価の結果、下の緑色の字で示してございます項目につきましては、入力津波設定に当たりまして影響要因としては考慮不要という判断をしてございまして、赤字で示す項目を影響要因として考慮することとしてございます。

35ページ目をお願いいたします。こちらは審査ガイド(3.2.2)の(2)～(4)に対する検討結果でございます。記載のとおりでございまして、詳細な説明は割愛いたします。

36ページ目をお願いいたします。こちらは、管路解析の解析条件と解析モデルでございます。管路解析の、管路解析モデルの概要でございますが、解析モデルにつきましては、管路延長・管路勾配・管径を考慮したモデル化としまして、各管路モデルで摩擦による損失を考慮してございます。管路解析は、取水口・放水口における水位時刻歴波形を入力条件として実施してございます。

なお、放水施設に関しましては、放水池周辺の津波水位も天端から流入することを考慮してございます。

37ページ～39ページには施設の図面、モデル図、モデル設定の考え方をお示ししてございます。詳細な説明は割愛させていただきます。

40ページ目から、入力津波の評価条件でございます。

41ページ目をお願いいたします。入力津波の検討フローの全体概要でございます。

まず、2.2章で基準津波に基づいた検討対象の整理をしてございまして、津波高さについては、防波堤の損傷状態に紐付けて策定した基準津波を検討対象としてございまして、津波高さ以外については、基準津波に加えまして、最大流速に着目したケースを検討対象としてございます。

2.3章では、入力津波の設定に当たりまして考慮する影響要因の検討を行っております。こちらは、44ページ以降で御説明いたします。

右下の図に入力津波設定、水位上昇側の概念図をお示ししております。

42ページは、基準津波に基づいた検討対象の整理として、まず、津波高さの観点で整理した一覧をお示ししてございます。

43ページが、津波高さ以外の観点で整理した一覧をお示ししてございます。

44ページ目をお願いいたします。入力津波の設定に当たり考慮する影響要因の検討でございます。

まず①、地震及び津波による地形変化でございますが、1.4章の審査ガイド(3.2.2)の確認内容と検討結果において、パラメータスタディから、34ページに示してございます地形変化を影響要因として抽出してございます。

潮位変動でございますが、「朔望平均潮位」、「潮位のばらつき」、「泊発電所と岩内港との潮位差」の合計値を水位変動量に加算して考慮することとしてございます。

地殻変動でございますが、「津波波源となる断層変位」と「基準地震動の震源となる敷地周辺の活断層変位」の合計値を地殻変動量として考慮することとしてございます。

管路状態と通水状態ですが、施設の構成及び設備構成を踏まえまして、管路の状態及び通水状態に影響を与える要因として、貝付着の有無とスクリーン損失の有無を選定してございます。

45ページ～51ページは入力津波設定のプロセス、52ページはまとめ、53ページについては評価条件の例でございます。説明は割愛いたします。

54ページ目をお願いいたします。入力津波評価条件のまとめでございます。

2.1章では、入力津波の検討フローを示しまして、2.2から2.4章で検討する詳細の考え方を示すことで、評価プロセスを整理してございます

基準津波については、防波堤の損傷状態、評価項目ごとに紐付けて策定されておりました、入力津波の設定においても、津波高さの観点では、防波堤の損傷状態に紐付いた基準津波を検討対象として、津波高さ以外の観点では、基準津波に加えまして、最大流速に着目した追加ケースを検討対象としてございます。

入力津波の検討対象は、入力津波の設定位置に応じた評価項目の基準津波候補を対象としてございます。

各施設の設備の構造、機能損傷モードに対応する効果を安全側に評価するため、入力津波の評価条件は抽出した影響要因同士の組合せ等を考慮しまして、評価因子ごとの水位（上昇側）と流速の最大値、あるいは水位の下降側の最小値に基づきまして入力津波を設定することとしております。

56ページには、追而とする項目と今後の説明予定時期について記載してございます。2024年の1月あるいは4月に御説明することで考えてございます。

説明は以上になります。

○杉山委員 ただいまの説明内容に対しまして、質問、コメント等をお願いします。

藤原さん。

○藤原審査官 規制庁、藤原です。

私のほうからは、入力津波の設定に係る指摘事項の回答に関して、パワーポイントの34ページを開いてください。34ページに対して確認をいたします。

まず、ここで書かれている下の表ですね、入力津波設定の影響要因として考慮する地形変化、これが今回四つ選んで、それぞれこの水位上昇側でいくと4か所、それに対して、今回選んだ地形変化の四つのうちどれを組み合わせるのか、そして、その組合せでどう遡上解析を設定するのかというのが今回の説明の趣旨かと思えます。

ここで34ページの、例えば水位上昇側の3号取水口、これに関しては、敷地地盤（陸域）5.0m沈下のみが赤で示され、例えば、同じ地震による地形変化である海底地盤というのは棒印になっています。

じゃあ、これの具体的な数字は何かと確認したところ、26ページをめくってください。この26ページにおける上から二つ目の表の水位上昇側、3号取水口、ここにおいて赤い枠で囲ってある、ちょっとハッチングしてあるところ、波源Fのところですね、これが今、一番最大値であるということから事業者は選んでいるかと思えます。

ここでちょっと確認したいのは、そういった、その最大値だけで選んでいいのか、例えば、その右側にある海底（海域）沈下は、一応上昇傾向、まあ0.05mであるということの上昇傾向が一部ある。これについて、一応、事業者としては、この26ページの左下の※1ですね、ここで、今後検討を踏まえて必要に応じて説明するとはありますが、これについて、今、現時点で事業者として、こういった地震、同じその地震に起因した地形変化があった場合に関して、何らかのプラス側の値が出るものに関する評価の考え方、これ、何か今、言えることってありますでしょうか。これに関して回答してください。

○北海道電力（室田） 北海道電力の室田でございます。

ただいまの御指摘につきまして回答いたしますけども、26ページの、例えば3号取水口の波源Fであれば、敷地前面海底地盤が5cmの水位上昇と僅かでございますので、その左隣の5.0m沈下の最大を選んでいけば、影響は、最大値は探せるのかなということで考えてございますが、例えば、その敷地地盤と敷地前面海底地形の海域の部分の重ね合わせを考慮した場合に、水位がもしかしたら高くなるという可能性もございますので、その辺は今後検討させていただければなと考えてございます。

以上です。

○藤原審査官 規制庁、藤原です。

分かりました。じゃあ、その辺りは、今後示されるということで、今回、そのまとめ資料に関しては説明はありませんでしたが、この3号取水口に関しては、ほぼ同時刻で上昇傾向にあるというのもあるので、その辺も踏まえて、水位上昇側については説明いただくとともに、同様に最大流速、28ページのところで示されているものに関しても、一応どのような考察を加えて、本当に最大値が発生している時刻と、あとはその解析との関係、それはもう併せて、今後説明いただけるようお願いいたします。

この点、よろしいでしょうか。

○北海道電力（室田） 北海道電力の室田でございます。

現状、その最大値だけを選定しているような資料でございますので、今後につきましては、その時刻歴波形であったり、水位の分布を考察いたしまして、どのように最大値を探すかというようなことを考察した上で御説明させていただきます。

以上です。

○杉山委員 ほかにありますか。

熊谷さん。

○熊谷審査官 原子力規制庁の熊谷です。

私からは、今回、入力津波についての、今回、現時点での説明があったということですので、ちょっとこの56ページのほうを御覧いただいて、それについて確認したいと思います。

56ページでは、今後、説明する項目として13項目を並べていますけれども、例えば、その水位下降側の入力津波に関連する事項については追って説明となっておりますとともに、水位上昇側の入力津波においても、海域の洗掘における定性的評価であったり定量的変化、定量的評価であったり、茶津入構トンネルに影響を及ぼす波源であったりとか、あと、定性的評価、あるいは定量的評価で考慮して、地滑り地形の評価の根拠など、そういった説明されていない事項が多数あるということになっています。

今後、説明する際は、今回説明した内容から、これらの評価を踏まえて、変更があったのか、なかったのか、そういった点を整理した上で、評価結果に基づく入力津波の設定の考え方ですとか評価条件については、改めて説明するようにしてください。

それについてはよろしいでしょうか。

○北海道電力（石川） すみません、北海道電力の石川ですけれども、今、音声は届いていますでしょうか。熊谷様の発話が、途中から聞こえなくなっておりました。申し訳ありませんけれども、最後のほうは、もう一度聞こえるようになっておりました。途中、そうですね、20秒程度途切れている部分がありました。恐れ入りますけれども、よろしくお願いいたします。

○熊谷審査官 原子力規制庁、熊谷です。

今、私の声は聞こえていますでしょうか。

○北海道電力（石川） 北海道電力の石川です。

今は聞こえております。よろしくお願いいたします。

○熊谷審査官 では、ちょっと改めて、再度御説明したいと思います。

では、56ページのところでございますけれども、現時点での説明として、今回説明された上で、今後、説明するという項目について56ページで示されていまして、例えば、水位下降側の入力津波に関連する事項ですとか、上昇側においても、海域の洗掘における定性的・定量的評価、茶津入構トンネルに関係する、影響を及ぼす波源ですとか、地滑り地形に関する定量的・定性的評価に関する評価項目、評価根拠、そういった説明されていない事項が多数ございました。今後、説明する際には、今回説明された内容に基づいて、さらに、今後行われる評価の内容を踏まえて、どういう変更があったのか、なかったのか、そういった点を整理した上で、評価結果に基づく入力津波の選定の考え方ですとか評価条件について説明をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○北海道電力（室田） 北海道電力の室田です。

今後御説明いたします下降側であったり、茶津入構トンネルに対する波源による評価ですとか、説明がまだできていません海域の洗掘等につきまして検討した上で、変更があれば、どのような変更があったのか、それぞれ根拠に基づいて詳細を説明させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○熊谷審査官 原子力規制庁、熊谷です。

それでは、きちんと、そういった点を整理して説明していただければと思います。

あと、もう1点、私のほうから確認させてもらいたい点がございまして、今回、管路解析の解析条件ですとか、解析モデルについても御説明をいただきました。この管路解析に関するものとしては、過去に審査会合で幾つかコメントをしているという点がございましたので、その状況について確認させてもらいたいと思います。

では、資料の1-2-3の指摘事項に対する回答一覧表、この資料の1-2-3の13ページのほうを御覧いただければと思います。この資料13ページのところの上から二つ目の段、No. 24のところでは、指摘事項としまして、3号炉放水ピットの流路縮小工等の解析手法の適用性及び妥当性を説明すること。

さらに、その下のNo. 25においては、管路解析結果に影響を与える可能性のある要因の網羅等ということについてコメントしております。

今回、これらの説明についてはありませんでしたけれども、これらの対応状況について、どのような状況で対応しているのかというのを確認できればと思いますけれども、いかが

でしょうか。

○北海道電力（室田） 北海道電力の室田でございます。

ただいま御指摘のございました指摘No.の25番、まず、25番につきましては、現状、管路解析については1次元による解析を実施してございます。ですが、3号炉放水ピットの流路縮小工付近については、模型実験であるとか、3次元解析を実施することで、1次元解析の妥当性であったり保守性をお示ししていきたいということで、現在、解析の準備であったり、模型実験の準備について進めているところでございます。

指摘事項のNo.26につきましては、損傷モードの整理を進めているところでございます。説明は以上でございます。

○熊谷審査官 原子力規制庁、熊谷です。

No.24と25について、今、確認させてもらいましたけど、今、25、26について御回答いただきましたが、24については、どのような状況なのか、再度、確認させてもらいましょうか。

○北海道電力（室田） 失礼いたしました。北海道電力の室田でございます。

24と25につきましては、こちら、先ほども御説明しましたが、模型実験であったり、3次元解析の準備を進めまして、これらの妥当性について説明できるよう準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○熊谷審査官 原子力規制庁、熊谷です。

今、対応をいろいろと模型等をして対応されているということで状況を確認できました。回答予定時期が、来年の1月ということで回答予定となっておりますので、そういったところをスケジュールが遅れないように、引き続き対応して御回答いただければと思います。

私からは以上でございます。

○杉山委員 ほかにありますか。

忠内さん。

○忠内調整官 規制庁の忠内でございます。

私のほうから少し確認をさせていただきたいことと指摘をさせていただきます。

基準津波の進捗に伴って、パワーポイントの4ページですかね、ちょっと開けていただいて、ここの右下のほうにありますように、どうやら津波自体が第1波から第4波まで、比

較的大きな津波が繰り返し来襲するというような状況が明らかになってきています。そこで、取水の流路が、例えば縮小している箇所に対して、管路解析に用いる損失水頭の算出式、これについて、津波の流入を抑制するよう算定するのかが、現在ちょっと判別ができないような状況になっていて、これというのは、要は抑制するよう算定するのか、あるいは、その津波が早く抜けていくように算定するのか、どちらが設計上直接的なのかというのが、現状のところよく分かってないというところもあると思います。

そういった意味でも、その保守的な算定方法を判別するためには、今後の解析結果を踏まえて必要があるんですけども、少なくとも特殊な構造に対する部分に対する、例えば、その急縮とか、急拡というところに関して、損失水頭の設定の適用性とか妥当性は明らかにしておくのではないかとこの必要があると思っています。

そこで、資料の1-2-2の592ページのほうに、すみません、ちょっと後ろのほうのページになろうかと思いますが、そこに損失の式が一覧表で、一応載ってはいるんです。例えば、この引用文献に示されているこの急縮というところのものについては、急激に、多分その形状が変わっていると加して複雑な流れが生じます。そういった意味では、逆流とか渦とかが巻くといったようなところもあって、例えば、この急縮後の断面というのが、ある程度長いものを使って、そういった状況の下に実験的に定められているというところがあったりとか、あとは、その急拡、急に広がるというこの算定方法については、例えば、これも当然のことながらさっきも同じなんですけども、水平方向の水流が、一定以上定常流があったところで、その理論的に導かれているというところがあって、この式が大体定められているといったところがあります。

そういった意味では、例えば、その急縮後のその断面の長さが短い、例えば流路縮小工みたいなものと言うと、こういったところの引用文献の実験の前提条件とちょっと異なっているということが否定できないのではないかなと。要は、そのオリフィスみたいなところであると、急縮した後の断面というのが、あまり長くないような状況もあって、そういったオリフィスみたいな形状をしている1号とか2号の流路縮小工の場所とか、あとは、例えば急拡のところについては、例えば、1号、2号、3号炉もそうなんです、取水設備のその取水槽のところの中間スラブとか、そこら辺の天端の開口部にも、恐らくこれを、どうも使っているといったところがあります、急拡のところ。そういったものは鉛直方向の水流、もしくは湧き出しみたいな感じで、流水面を持つような感じになっていて、引用文献の理論の前提条件とどうも異なっているという可能性が否定できないというようなこと

があります。

そういった意味では、そういった場所に用いている損失水頭の算出方法について、当該の算定方法の引用元の文献における実験または理論の前提条件を踏まえて、適用性とか妥当性を今後説明をしていただきたいということです。よろしいでしょうか。

○北海道電力（室田） 北海道電力の室田でございます。

ただいま御指摘のございましたとおり、損失水頭につきましては、様々な文献から引用して、設定して、管路解析を実施してございます。それらの損失の設定方法の考え方につきましては、その設定が泊発電所の設備に適用できるのか等を文献等をレビューした上で、今後、適用性について御説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○忠内調整官 規制庁、忠内です。

では、今後の説明の中で、その適用性と妥当性について十分説明をしてください。

私からは以上でございます。

○杉山委員 ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、次の資料の説明をお願いいたします。

○北海道電力（金岡） 北海道電力の金岡です。

それでは、資料1-3、論点とスケジュールを基に、プラント側の主な変更箇所について説明させていただきます。

本文の作業方針と作業状況の変更箇所について、まず説明させていただきます。

35ページをお開きください。変更箇所ですけれども、表の右側に縦線を設けて識別しているところがございます。

こちら、通しNo. 21番、耐津波設計に関わるところでございますけれども、燃料等輸送船の作業状況について更新してございます。更新の概要になりますけれども、係留索の検討として、輸送船係留位置における、津波時に採用する係留索への荷重等を算出していく旨を今回追記して、作業状況を明確化してございます。

また、燃料等輸送船につきましては、12月4日の週に、審査会合で計画しております検討状況の報告において、検討状況を資料化して、今後、説明することを考えてございます。

なお、燃料等輸送船以外の船舶ですとか、敷地内の車両につきましては並行して検討を進めておりますので、説明スケジュールにつきましては、次回の審査会合ではお示しできるように記載を見直していきたいと考えてございます。

また、燃料等輸送船の審査会合時期につきましては、現時点ではクリティカルパスになるか判断はできていない状況ですけれども、1月末には検討結果を説明する審査会合を予定してございます。ですので年内、今年中にはクリティカルパスへの影響を判断いたしまして、必要に応じて説明スケジュールを見直していきたいと考えてございます。

続きまして、スケジュールについて説明いたしますので、43ページをお開きください。資料の見方からですけれども、変更箇所を識別するために、変更前の工程バーを灰色で残してございます。また、星印が審査会合時期を示しておりますけれども、変更前後の期間につきましては、灰色の矢印でお示しして識別しているところでございます。

こちらのページで通しNo. 21番、耐津波設計方針の項目ですけれども、10月30日の週に、星印、審査会合時期でございますけれども、ここに吹き出しで、水位下降側の説明スケジュールは別途設定するという旨の吹き出しを今回追記してございます。こちらにつきましては、入力津波の設定が、通しNo. で言いますと7番、ハザード側の津波の組合せ評価と連動いたしますので、通しNo. 7番と同様に吹き出しを今回追記してございます。

また。この通しNo. の7番の審査につきましては、10月20日の基準津波の審査会合におきまして、水位上昇側については、概ね妥当な検討がなされていると評価してございますので、次回の審査会合では通しNo. の7番、基準津波と、あとはプラント側のこの通しNo. 21番、耐津波に関する下降側の説明スケジュールを設定して御説明させていただきます。

審査の説明順になりますけれども、ハザード側の通しNo. の7番、水位下降側の説明と、あとは、通しNo. の7'になります。茶津トンネルやアクセスルートトンネルへの影響評価の説明を終えた後に、プラント側の耐津波に関わる一通りの説明を終えるというような順番でスケジュールを設定するとともに、設定の考え方につきましては、本文、作業方針のほうで明確化させていただきたいと考えてございます。

また、今後設定する説明スケジュールにつきましては、クリティカルパスへの影響を踏まえまして、優先度が高い項目から効率的に説明するように、スケジュールを設定させていただきます。現時点ですけれども、現時点の検討状況といたしましては、クリティカルパスの終期は変更としない見込みでございますけれども、引き続き検討を進めてまいります。

そのほか、審査の進捗ですとか優先順位を踏まえまして、後工程に影響しない範囲で一部のスケジュールを見直しておりますけれども、説明は割愛させていただきます。

主な変更点に関する資料の説明は以上となります。

○杉山委員 ただいまの説明に対して、質問、コメント等をお願いいたします。

忠内さん。

○忠内調整官 規制庁、忠内でございます。

スケジュールのところは説明あったんですけども、作業スケジュール上、最も影響の大きかった項目の、要は基準津波の策定に係る地震に伴う津波と地震以外の要因による津波の組合せ評価のうち、水位上昇側、これ、茶津トンネルの影響を除くんですけども、これが確定したことから、当該項目を踏まえたプラント側の耐津波設計において、事業者としての取りまとめが可能となり、今後の審査において、当該項目に係る耐津波設計方針の一通りの説明が可能になったと理解しております。

一方、この一通りの説明において必要となる項目として、基準津波の策定に係る、これ引き波に係るものなんですけども、水位下降側の評価と、それと茶津入構トンネル等に係る、これ、波源への影響評価、これについては、引き続き審議が継続されているといったことから、審議が継続中の項目と作業スケジュール上のクリティカルパスとの関係を踏まえて、これまた万が一、今後、説明スケジュールの見直し、こういったものが必要となった場合には、速やかに説明がなされるものと理解してよろしいでしょうか。

○北海道電力（高橋） 北海道電力の高橋です。

今御指摘いただきましたとおり、プラント側の審査と、それからハザード側の審査、こちらについて、先ほど順番を御説明しましたけれども、その順番を実施した上で、1月末のプラント側の一通りの説明に向かいたいと思ってございますけれども、仮にスケジュールが変更になった場合には、遅滞なく御説明できるようにしたいと思ってございます。

以上です。

○忠内調整官 規制庁、忠内です。

私のほうからは以上でございます。

○杉山委員 ほかにありますか。よろしいですか。

そうしましたら、本日の議論のまとめを事務局からお願いいたします。

○天野調査官 原子力規制庁の天野でございます。

それでは、本日の審議結果のまとめをさせていただきます。

いつものとおり、審議結果の案を画面に共有しておりますけれども、北海道電力のほうで画面は見ることができますでしょうか。

○北海道電力（石川） 北海道電力の石川でございます。

画面共有できております。よろしくお願いいたします。

○天野調査官 規制庁の天野です。

それでは、指摘事項の確認をさせていただきます。

本日の指摘事項は1点ですが、耐津波設計方針のうち入力津波の設定及び評価条件について、①ですけれども、以下に示す箇所に用いている損失水頭の算定方法について、当該算定方法の引用元の文献における実験又は理論の前提条件を踏まえ、適用性又は妥当性を説明すること。

二つありまして、一つ目が、急縮後の断面の長さが短いなど、引用文献の実験の前提条件と異なっている可能性が否定できない、オリフィスのような形状をしている1号及び2号炉取水路流量縮小工。

二つ目ですが、鉛直方向の水流であって自由水面を持つなど、引用文献の理論の前提条件と異なっている可能性が否定できない、1号及び2号並びに3号炉取水施設の取水槽（スクリーン室及びポンプ室）の中間スラブ及び天端開口部。

以上、指摘事項について、北海道電力のほうで認識の相違、あるいは不明な点などがあればお願いいたします。

○北海道電力（石川） 北海道電力の石川でございます。

今、社内で確認中ですので、少々お待ちください。

○天野調査官 規制庁の天野です。

確認が終わりましたら発話をお願いいたします。

○北海道電力（高橋） 北海道電力の高橋です。

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

①の二つ目のチェック、下から2行目になります。1号及び2号並びに3号炉取水施設の取水槽、そして、ここで括弧の中にスクリーン室及びポンプ室というふうになってございます。

こちらポンプ室のほうには、津波が遡上するエリアではないというふうに考えていますけれども、ここのポンプ室と言っているところは削除ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○天野調査官 規制庁の天野です。

ちょっとこちらで確認させていただきますので、少々お待ちください。

○忠内調整官 すみません、規制庁、忠内でございます。

例えば、パワーポイントの37ページを開けていただいて、この四角囲いの中はちょっと、直接にお話にはできないんですが、その右側の箇所のところの、その取水槽のくくりの中でスクリーン室及びポンプ室ということで、ちょっと括弧書きとして記載をさせていただいているというところもありますので、実際のところ、中間スラブと天端開口部というところからすれば、これはあくまでも我々としては、取水槽の中での話ということから、ちょっと考えております。

そういった意味では、例えば、その取水槽のところの後ろのスクリーン室及びポンプ室という、このところを削除するというのであれば、特に問題ないということでもよろしいでしょうか。

○北海道電力（高橋） 北海道電力の高橋です。

今の御提案、了解いたしました。

それ以外は、特にコメントございません。

○天野調査官 規制庁の天野です。

それでは、今のやり取りを踏まえまして、①の二つ目のチェックの2行目ですけれども、取水槽の後の括弧ですね、括弧を削除、具体的には「（スクリーン室及びポンプ室）」、ここまでを削除ということで、修正後を読み上げますけれども、「取水槽の中間スラブ及び天端開口部」ということで修正をしたいと思っておりますけれども、この点について、会合参加者の方で御発言があればお願いいたします。

規制庁の天野です。

北海道電力のほうで、この修正内容でいかがでしょうか。

○北海道電力（石川） 北海道電力の石川でございます。

修正いただいた内容で、こちら、特にコメントはございません。

○天野調査官 規制庁の天野です。

それでは、指摘事項の確認をさせていただきましたので、本日の指摘事項について、事業者のほうで了解をし、今後、適切に対応していく旨の回答があったということで、（案）を取ってホームページに公開をさせていただきたいと思っております。

審議結果のまとめについては以上でございます。

○杉山委員 それでは、本日、全体を通して、もし何かありましたらお願いいたします。

北海道電力からでも結構です。

よろしいですか。それでは、以上で議題1を終了いたします。

議題2に入る前に、一旦休憩を入れます。再開時刻は15時15分といたします。

どうもありがとうございました。

(休憩 北海道電力退室 東京電力HD入室)

○杉山委員 審査会合を再開いたします。

次の議題は、議題2、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所第6号機の設計及び工事の計画の審査についてです。

では、東京電力は資料の説明を開始してください。

○東京電力HD（山口） 東京電力ホールディングスの山口と申します。

柏崎刈羽原子力発電所第6・7号機の新規制基準への適合につきましては、2017年12月に原子炉設置変更許可を受け、7号機については2020年10月に設計及び工事計画の認可をいただいたところでございます。この度、6号機につきまして、本年9月4日に設計及び工事計画認可申請の補正を行いました。本日は資料を二つ御用意しておりまして、資料2-1でその補正の概要と、資料2-2で当社が考えております説明工程について、関連する内容になりますので、続けて御説明させていただきたいと考えております。

それでは、まず資料2-1を用いまして、工事計画認可申請補正の概要について御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、右下1ページを御覧ください。

右下2ページを御覧ください。本資料では、補正の1.としまして補正の概要、2.としまして主な説明事項の抽出の観点、3.としまして工認の審査において論点となる主な説明事項につきまして、当社として抽出したものを説明いたします。

3ページ目をお願いいたします。経緯でございますが、平成25年9月27日に設計及び工事計画認可申請を行っております。その後、本年9月4日に、その一部補正を行うといった経緯となります。

4ページ目をお願いいたします。補正の概要として、こちらのページでは、9月4日の第1回補正の内容を御説明しております。こちらの表では、主な添付書類につきまして、第1回補正における図書の数を示しております。その右側を御覧いただきまして、図書数の記載がございますが、分母が総数、分子が第1回補正における数となります。ここで、4行目、5行目につきまして、耐震に関する説明書、計5図書が第1回の補正では問われていない形となります。

5ページ目をお願いいたします。こちらのページには、今後予定している第2回補正の内

容を示しております。第2回補正では、大物搬入建屋の建替や、データ伝送装置の再設計に関する耐震設計書等に関しまして、2024年5月に第2回補正を実施予定としております。表内に対象となる添付書類とその図書数を示しております、表の右側の図書数の欄におきまして、左側の括弧内が第2回の補正図書数を分子のところに記載してございます。右側の大括弧内は、1回と5回の合計の図書数を記載しております。注記で※で示してございますが、第2回補正では、第1回補正分の添付書類の再補正を行う予定としておりまして、総数としては、一部一致しない箇所がございます。

ここで、大物搬入建屋につきましては7号機と同様の設計方針を採用することとしておりまして、建屋の建替を実施し、損傷した杭は再使用しない予定としております。

6ページをお願いいたします。こちら、参考としまして、第2回補正の添付書類をより具体的に示しております。右側の列の補正回の欄を御覧いただきまして、1回+2回となっているものは、大物搬入建屋の建替えに関連する箇所を除いた形で第1回の補正を行い、その後、関連する箇所の記載を追加した形で第2回の補正を予定している図書となります。

7ページ目をお願いいたします。こちらでは、主な説明事項抽出の観点について御説明をいたします。

工認の審査では、設置変更許可の審査を踏まえた詳細な設備設計、各種評価の評価手法、評価結果について説明を行うこととなりますが、6号機におきましては、ツインプラントである7号機、こちらは2020年10月認可と同様の設計方針であることを踏まえまして、主な説明事項として、以下を抽出してございます。1番、詳細設計段階における設置変更許可審査時からの設計変更、2番、耐震・強度評価に関する説明事項、3番、設置変更許可審査からの申し送り事項、4番、新たな規制要求（バックフィット）への対応事項としております。

また、参考としまして、7号機で主な説明事項として整理した事項につきまして、6号機としての抽出有無について整理した結果を掲載してございます。

なお、これらの主な説明事項につきましては、現時点で当社が考えているものを、本日説明するものとなりますけれども、今後、順次整理していく所存であります。

8ページ目をお願いいたします。主な説明事項といたしまして、四つの観点で、計5項目抽出しておりまして、以降のページで順次説明をいたします。

9ページ目をお願いいたします。1番で、詳細設計段階における設置変更許可審査時から設計変更としまして、詳細設計の進捗により、設備設計を一部見直しております。主な設

計変更の概要を第4に示しておりまして、備考欄のところに記載してございますが、いずれの項目も既認可の7号機と同様の変更内容となっております。このうち、No.1～3につきましては、6号機及び7号機共用施設に係る項目、具体的には、中央制御室の会議室、5号機原子炉建屋内緊急時対策所関連となりますけれども、新たな説明事項が無いことから、主な説明事項といたしましてNo.4のみを【1-1】として抽出してございます。

【1-1】の復水移送ポンプ周りの手動弁の電動弁化及び屋内アクセスルートの見直しにつきまして、次ページで御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。こちら、概要といたしまして、7号機と同様となりますが、代替循環冷却系の操作性向上のため、系統構成で操作する手動弁を電動化し遠隔操作可能な設計とするものであります。

左下に系統概要図を示しておりまして、図の右側に青字及び青破線で主な電動弁化の対象手動弁を記載してございます。

概要に戻っていただきまして、電動弁化により系統構成に必要な時間を短縮することで、低圧代替注水系／代替格納容器スプレイ冷却系／格納容器下部注水系から代替循環冷却系への切替時間、この間、復水移送ポンプが停止することになります、が短縮され安全性が向上するものとなります。また、弁の設置場所である管理区域にアクセスすることなく、中央制御室から遠隔操作することにより、被ばくリスクが低減するものとなります。

なお、弁操作場所の変更に伴いまして、アクセスルートが変更となりまして、右側の図に示しておりますが、凡例を御覧いただきまして、緑矢印で示しておりますのが設置許可審査時のアクセスルート、手動で操作する場合のものとなります。これに対しまして、変更後は、星印で示しました中央制御室での操作、遠隔操作となっております。

続いて11ページをお願いいたします。これに伴う設備及び手順の変更といたしまして、設備の面では単線結線図を示してございますが、変更後としまして、電動盤への電源供給用にMCCを増やして対応いたします。また、重大事故等への対処手順としまして、遠隔による弁操作は、手動による弁操作の想定時間内で操作可能なものとなっております。

タイムチャートを示しておりますが、運転員C、Dの操作時間につきまして、変更前60分であったものが20分、次の操作でも手動操作15分だったものが遠隔操作5分となっております。

今後の説明予定といたしまして、設備設計、屋内アクセスルートの変更につきまして、本年12月以降に御説明する予定としております。

12ページ目をお願いいたします。こちら、2番目の耐震・強度評価に関する説明事項を御説明いたします。

こちらのフローでは、評価手法、評価条件につきまして、一つ目と二つ目のひし形で、旧規制工認での実績がほとんど、またはほかのプラントであるものは抽出対象外としております。それ以外の三つ目のひし形で新規制基準での実績があったで「Yes」、また、四つ目のひし形でプラント仕様によらない適用例があるもの「Yes」も対象外としております。三つ目、または四つ目のひし形が「No」となったものを抽出するものとしておりますけれども、〈A〉の過去に適用実績がないもの、〈B〉の新規制審査実績があるが、個別検討が必要なものに該当するものは、今回ございませんでした。

13ページ目をお願いいたします。こちら、詳細設計申し送り事項の分類について御説明をしております。詳細設計に申し送りした事項につきまして、以下のフローに基づきまして、説明内容の重み付け、A～Eの5分類を実施しまして、その中から主な説明事項（分類A、B）を抽出しております。こちらのほうでは、設置変更許可審査時に詳細設計へ申し送りした事項につきまして、旧規制での建設工認、改造工認又は新規制での審査実績があるもの、審査実績ありが「No」のものにつきまして、右側、二つ目のひし形に行きまして、設置変更許可審査時に説明した詳細設計段階における対応方針に変更がある、若しくは追加検討項目があるひし形で「Yes」に行ったものにつきましてはAとしまして、抽出をしております。

二つ目のひし形に戻っていただきまして、設置変更許可審査時に説明した詳細設計段階における対応方針に変更がある、若しくは追加検討項目があるところが「No」だった場合につきましては、この下のひし形に行きまして、具体的な数値をもって設計成立性まで説明しているが「No」になったものにつきまして、分類Bと整理をしております。この分類の結果、6号機につきましては、分類Bとなったものが1項目ございまして、次ページで説明させていただきます。

14ページ目をお願いいたします。抽出されたのは、ブローアウトパネル及びブローアウトパネル閉止装置でありまして、この内容について御説明を予定しております。

15ページ目をお願いいたします。こちらがその概要となりますが、こちらは7号機と同構造の燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置、以後、閉止装置と言いますが、を新規設置するものになります。

下の部分の概要図を御確認ください。その建屋の上から見た概要図を示しております、

緑色または赤色で示しているものがオペフロBOPとなります。建屋の外側に青色もしくは水色で示しているものが閉止装置となりまして、この中で、図面右下の部分につきましては拡大図を示しておりますが、こちらの閉止装置につきましては、扉をスライドさせ、開口部を閉止する構造となっております。設置するためには、閉止対象のパネルの2枚程度の面積が必要となります。

左上にその写真を示してございます。この場所につきましては、大型の設置スペースがないため、1枚用の停止装置（小型）を設置するものとなります。これに伴いまして、赤色で示しておりますオペフロBOPを1枚閉止するものとなっております。これにつきましては、オペフロBOP、1枚を開放しない設計に変更した後も、主蒸気管破断事故時の原子炉格納容器の外圧が許容外圧以下であることを解析で確認しておりまして、図面右上にその解析結果を掲載してございます。

説明予定といたしまして、2023年11月以降に関連する補足説明資料にて御説明を予定しております。

16ページ目をお願いいたします。これは、新たな規制要求（バックフィット）への対応事項についてまとめた結果となります。3項目ほどありまして、以降のページで順次御説明をいたします。

17ページ目をお願いいたします。最初に、安全系電源盤に対する高エネルギーアーク（HEAF）火災対策となります。技術基準規則で要求されている電気盤につきまして、HEAF対策が適切に実施されていることを説明するものとなります。こちらの対策が必要な電気盤は、「重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤」と定められておりまして、6号機の対象盤を右側の図1で示しておりまして、対象はオレンジ色の電気盤となります。

なお、7号機と同様となりますけれども、6号機においても「当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤」といったものに該当する電気盤はございません。

また、アーク放電により発生するアークエネルギーが、アーク火災が発生するしきい値を超えないように、遮断器の遮断時間の適切な設定及び非常用ディーゼル発電機の停止により、電気盤の損壊を防止できる設計としておりまして、こちら、右側ですと、赤で示した電気盤が対象となります。

これらの内容につきまして、今後、2023年の11月以降に御説明を予定しております。

18ページ目をお願いいたします。火災感知器の配置についてであります。

概要といたしまして、2019年2月13日の火災防護審査基準の一部改正にて、火災感知器につきましては消防法施行規則に従い設置すること等が追加となっております。6号機における火災感知器の配置について、改正後の火災防護審査指針に適合するものであることを説明いたします。

今後の予定といたしましては、関連する説明書及び補足説明資料で、11月以降に説明を予定しております。その際、「火災感知器の選定及び設置における考え方」「火災感知器の設定方針」「環境条件に応じた選定」について具体的に説明を実施する予定です。

19ページをお願いします。こちら、標準応答スペクトルの審議結果に基づく対応となっております。基準地震動 S_s につきましては、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定をしております。

このうち、「震源を特定せず策定する地震動」では、令和3年に改正された設置許可基準規則解釈を踏まえまして、標準応答スペクトルに基づく評価を行っておりまして、その結果、基準地震動 S_s-1 に対しまして、水平方向では全周期帯において、鉛直方向につきましては短周期側で下回るものの、鉛直方向の周期1.7秒以上の周期帯でわずかに上回る結果となっております。下の図に、その結果を示してございます。

これに対しまして、耐震設計等に基準地震動を用いる施設等につきましては、周期1.7秒以上に鉛直方向の固有周期を有しない状況で、標準応答スペクトルに基づく地震動は基準地震動として設定しないこととしております。

これにつきましては、反映した設置変更許可申請を行いまして、令和4年8月17日に許可を受けております。

以上を踏まえまして、今回申請範囲の耐震設計等に基準地震動を用いる施設等につきまして、周期1.7秒以上に鉛直方向の固有周期を有しない設計及び有しない設計であることを御説明いたします。

20ページをお願いいたします。こちらの説明内容につきましては、先ほど御説明した内容につきまして、10月から説明を予定しております。

21ページをお願いいたします。以降、参考となりまして、22ページをお願いいたします。こちらの7号機における主な説明事項の対応といたしまして、7ページのところで参考として言及したところにありますけれども、7号機の審査におきまして、最終的に主な説明事項として整理した事項につきまして、6号機における対応状況を示したものとなります。

結果といたしまして、さきに説明した主要な説明項目以外については、抽出されなかったという結論となっております。詳細につきましては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、資料2-2の説明工程について御説明いたします。こちらにつきましては、図書の分類ごとに、現時点で当社の考えております説明工程を示したものとなっております。黄色の線で第一回補正に関する図書の御説明時期、水色の線で第二回補正に係る御説明の予定時期を示したものとなっております。

弊社からの説明は以上となります。

○杉山委員 ただいまの説明に対しまして質問、コメント等をお願いいたします。

義崎さん。

○義崎審査官 規制庁の義崎です。

資料2-1の15ページをお願いします。先ほど説明のありましたブローアウトパネルとブローアウトパネル閉止装置についてなんですけども、1.の概要の一番上のポツのところ、7号機と同構造の燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置を新規設置とあるんですけども、もう少し、この7号機との差、相違について詳しく知りたいんですけども、7号機のブローアウトパネルについては、たしか4枚あって、そして閉止装置も4枚で、一対一の対応を7号機ではされていたと記憶しているんですけども、今回、6号機では、この15ページの概要図にあるように、この緑色のところがオペフロのブローアウトパネル、これは今7枚で、それに対して閉止装置が全部で4台。これが大型と小型とあって、それで全てのブローアウトパネルを閉止すると。

だから7号機と、枚数とその閉止の対象が違うと、そういう理解でよかったですでしょうか。

○東京電力HD（西鶴） 東京電力の西鶴でございます。

御案内のと通りの趣旨で間違いございません。閉止装置自体の構造的には一緒なんですけども、パネル自体の大きさが違いますので、7号機と6号機では、閉止装置の大きさとかそういうところが違いますけども、構造では一緒ということになってございます。

以上です。

○義崎審査官 規制庁の義崎です。

分かりました。ということは、この構造図、概要図の右下にあるように、その閉止装置（小型）というのは、これは1枚用だと思っていまして、それは7号機も1枚に対して1枚だったので、7号機と似たような構造になると理解してよかったですでしょうか。

○東京電力HD（西鶴） 東京電力の西鶴です。

そのとおりの御認識でいいです。

○義崎審査官 規制庁の義崎です。

今後、整理して説明していただくもの、大きく分けて3点ほどありまして、まず、そのブローアウトパネル1枚を閉止する設計の変更に対して、これはコメントが二つありまして、今、現状では変更後のブローアウトパネル7枚での解析結果が示されているんですけども、この解析の条件を示していただくとともに、変更前の8枚での解析結果、最初の8枚での解析結果と、解析の条件の相違点についても併せて説明すること、これが1点目です。

二つ目なんですけども、この三つ目のポツにあるんですけども、ブローアウトパネル1枚を開放しない設計に変更した後も、主蒸気管破断事故時の原子炉格納容器圧力、外圧が許容外圧以下であることを解析で確認とあるんですけども、主蒸気管破断の事故以外にも、こういった着目点があるか。今ここの主蒸気管破断事故時しか、もう着目点がないように感じていますので、プラントの当初の設計から変更するものに対して、全般的に確認していただいて、そのブローアウトパネル1枚を閉止する変更に対して影響がないのか、それを説明していただきたい、これが2点目です。

最後なんですけども、7号機の設工認でも説明していただいたんですが、15ページのその構造図、真ん中のところにタービン建屋のそっち側にも主蒸気系トンネル室ブローアウトパネルというのがあるんですけども、その機能だとか、今回、新設する閉止装置の大型、小型、そういったものの要求される機能に対してこういった設計方針なのかというのを、この7号機の相違点、7号機との設計方針との相違点も踏まえて説明いただきたい、これが三つ目でございます。

三つのコメント、指摘したんですが、内容は理解いただいたでしょうか。

○東京電力HD（西鶴） 東京電力の西鶴です。

3点、了解いたしました。3点、取りまとめて、今後、ヒアリングの中で御説明していきたいと思います。よろしくします。

以上です。

○義崎審査官 規制庁の義崎です。

よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○杉山委員 ほかにありますか。

皆川さん。

○皆川補佐 規制庁、皆川です。

今後の話になりますけれども、今後、その6号機に関する、その各説明書、あとは計算書等を順次確認を行っていくということになります。それらの説明に当たってなんですけれども、柏崎のその7号機からのその相違点のみではなくて、7号機の認可の後に、女川2号だったり、島根2号だったりの認可をされていて、そこでの審査実績というのも積み上がっていますので、それらの審査実績をしっかりと踏まえた説明を行ってもらうなど、説明性の向上という意味で、それらの審査実績等をしっかりと踏まえた説明を行っていただきたいというふうに思っていますが、今の点、いかがでしょうか。

○東京電力HD（西鶴） 東京電力の西鶴です。

趣旨了解しました。先行で島根、女川さんがやっておられますので、それらの審査の状況も確認して、我々、K7側とも比較しますけれども、K6が妥当であるということを説明したいと思います。

以上です。

○皆川補佐 規制庁、皆川です。

対応のほどよろしくお願いします。

私からは以上です。

○杉山委員 ほかにありますか。

齋藤さん。

○齋藤調整官 規制庁の齋藤です。

1点、コメントです。資料2-1の7ページのなお書きで書いていただいていますけれども、主な説明事項については、ヒアリング結果を反映し順次整理していくということで、本日の資料で、主な説明事項として挙げられている事項以外でも、今後のヒアリングで新たな論点が出てきた場合には、その点についても審査会合で議論いたしますので、その際はよろしくお願いします。

私からは以上です。

○東京電力HD（西鶴） 東京電力の西鶴です。

了解いたしました。実は、冒頭の説明でも申しましたように、これ、あくまで我々が考えた論点ですので、今後、ヒアリングを通じて新たな論点があれば、それについても説明していきたいと思っております。

以上です。

○杉山委員 ほかにありますか。

それでは、事務局は引き続き情報確認を進めてください。

それでは、以上で議題2を終了といたします。

本日、予定していた議題は以上となります。

今後の審査会合についてお知らせいたします。11月10日、13時から、地震・津波関係の公開の会合を予定しております。

それでは、以上をもちまして、第1201回審査会合を閉会いたします。どうもありがとうございました。